平成２４年（フ）第９２７号
横浜市保土ケ谷区月見台10番28―506号
債務者　山口眞千子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６０号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―11―408
債務者　金坂　康一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０８号
東京都多摩市永山４丁目４番地９―305
債務者　河内　　渉
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０９号
東京都多摩市永山４丁目４番地９―305
債務者　河内　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７５号
静岡市駿河区みずほ５丁目２番地の６　コーポみずほ102号
債務者　大川　秀士
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９１号
静岡県榛原郡吉田町片岡1193番地の40　リードハイツ201
債務者　島尻　晃宏
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３号
静岡市駿河区中島1149番地の１　オキツハイツ中島102号
債務者　青野　静夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４４号
静岡市駿河区中島1149番地の１　オキツハイツ中島102号
債務者　青野　芳枝
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
熊本県天草郡苓北町富岡2816番地
債務者　山下　千鶴（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第６１号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆445番地
債務者　池原　真也
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９６号
沖縄県うるま市字具志川3512番地　松原団地２―205
債務者　伊波　成子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５８号
北海道厚岸郡浜中町熊牛東２線66番地
債務者　鹿内　央司
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
岡山県津山市紫保井946番地５
債務者　北原佐来美（旧姓植月）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月30日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５６９８号
埼玉県上尾市宮本町10―２―206
債務者　稲川　　亮
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３０号
東京都町田市玉川学園４丁目９番５号シーサーハウス101
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部